

積水ハウス事件

大阪高裁160929

(資料1)

X建物



真正面図 1:100

Y建物



真正面図 1:100



木造住宅「シャークウッド」シリーズの最高級品「エム・グラヴィス ベルサ」のカタログに掲載された建物

積水ハウス事件 大阪高裁160929

応用美術であっても、それが造形者の知的・文化的精神活動の所産であって、通常の創作活動を上回り、実用性や機能性とは別に、**独立して美的鑑賞の対象**となり、造形芸術と評価し得るだけの美術性を有するに至っているため、客観的、外形的に見て、社会通念上、**純粹美術と同視**し得る美的創作性(審美的創作性)を具備していると認められる場合は、『**美術の著作物**』として著作権法による保護の対象となる場合がある